

営繕工事の生産性向上等の取組

令和8年7月

北陸地方整備局営繕部

営繕事業における働き方改革の主な取組（令和8年度）

赤字：令和7年度からの変更箇所

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

1. 適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の取組	○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 週休2日を前提として工期を設定、必要に応じて施工期間・時間等の変更について受注者と協議 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用（工事）、余裕期間制度の試行（設計業務）

2. 労務費等へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入 ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増（試行） ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用（工事）、業務スライドの試行
-------------	--

3. 生産性向上

ICTの積極的な活用等	○ 生産性向上技術の活用 ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書の作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（士会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

第三次・担い手3法※(令和6年改正)等を踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、令和8年度より下記のとおり取組を拡充し、働き方改革をより一層推進する。

※品確法・建設業法・入契法の一体的改正

多様な働き方の支援

- 労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、**引き続き週休2日※を前提に工期を設定**。

※工期における全ての週において、原則として土曜日・日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上以上の現場閉所を行うことをいう。

- 工事受注者が**変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、施工期間、施工時間等について、受発注者間で協議の上、実施**。

工事における猛暑対策の拡充

- 「猛暑を考慮した工期設定」や「熱中症対策に関する費用の計上」に加え、次の取組を追加。
 - ・受発注者間の協議を通じた、**猛暑期間・猛暑時間における現場施工の回避**
 - ・技術提案評価型S型を活用し、生産性向上に資する技術を採用した**熱中症対策の提案の評価**
 - ・猛暑による**作業中断等に伴う労務費の割増** 等

労務費等へのしわ寄せ防止の徹底〔営繕積算方式〕

- 労務費等が確保されるよう、「営繕積算方式」について、以下の取組を追加。
 - ・労務費等の内訳の把握が可能な**「単位施工単価」の導入**(歩掛りにおいて作業休止時間等も考慮)
 - ・実態調査の結果を踏まえ、**一般管理費等率や専門工事業者等の諸経費の率を見直し**

業務における余裕期間制度・スライド制度の試行

- 建築設計業務を対象に、**余裕期間制度(フレックス方式：受注者が業務の始期と終期を全体履行期間内で任意に設定できる方式)**を試行的に導入。
- 昨今の設計業務委託等技術者単価の上昇等を踏まえ、建築関係建設コンサルタント業務においても価格転嫁対策を強化するため、令和8年度以降に新規契約する業務から**スライド制度(業務スライド)**を試行導入。

1. 適正な工期設定・施工時期等の平準化

- (1) 適正な工期設定等
- (2) 週休2日の取組
- (3) 施工時期等の平準化

(1) 適正な工期設定「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について

- 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」は、国、都道府県及び政令市が連携して、公共建築工事において適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめたものである。
- 令和6年4月より建設業において時間外労働規制が適用されたこと等、建設業にまつわる動向等を踏まえ、建設業の働き方改革をより一層推進するために改定。(令和7年7月)

第1 基本方針

(赤字は主な改定点)

工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定するものとする。

長時間労働是正や週休2日の達成等の働き方改革の推進にも考慮する。

第2 適正な工期を確保するための方策

1. 企画、調査及び設計段階

- (1) 調整等に要する期間を十分に想定した事業の企画
- (2) 次の事項に留意した調査・設計
 - ① 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
 - ② 騒音・振動作業や立入り制限等の入居官署等との協議・把握
 - ③ 工期に影響を及ぼす事項の施工条件明示
 - ④ 設計図書の不整合・誤謬等を防止するための確実な図面審査
 - ⑤ 施工段階で行う行政手続きの設計段階での調整

2. 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 必要に応じて余裕期間の設定等の契約上の工夫
- (3) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (4) 工事中に入居官署等が対応すべき事項の把握

3. 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

4. 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為
 - ウィークリースタンスの配慮とワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
 - 週休2日の確保にあたり、必要に応じて関係者と調整
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施
- (4) 工事関係書類の明確化・効率化
- (5) 工期変更への誠実な協議

第3 適正な工期を設定するための留意事項

- (1) 多雨・猛暑など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮
- (2) 月単位の週休2日の確保や不稼働日等を考慮
- (3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮

第4 工期の変更

資機材・労務の需給環境の変化や天災等により作業不能日が増加した場合等において適切な設計変更等を実施

(1) 適正な工期設定 ～営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保～

後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)にしわ寄せを生じさせないように配慮するなど、
各工程の適正な施工期間を確保する。

1 概成工期の設定 (工事発注準備段階)

- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、概成工期※1を設定し、現場説明書等に特記
- 「建築物適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

2 実施工程表の確認 (工事施工段階)

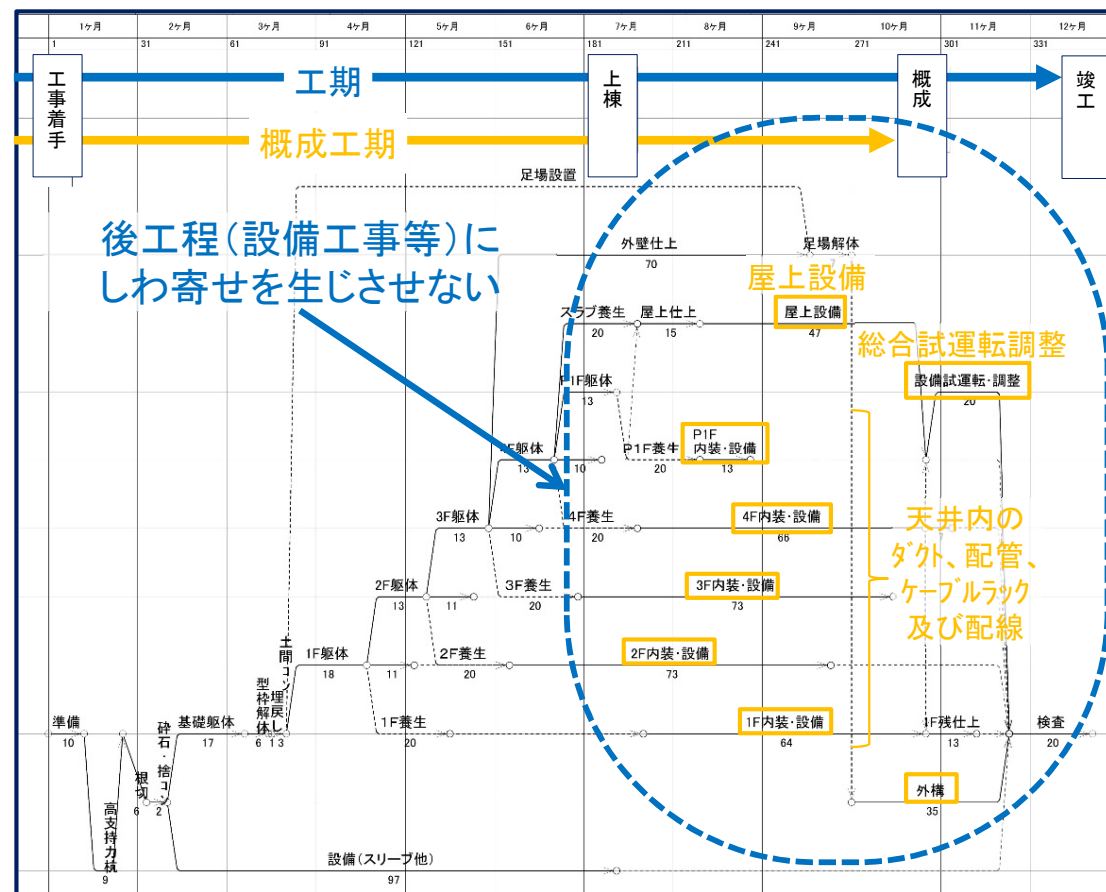
- 監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認

- ① 概成工期が明記されていること※3
- ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること
- ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
- ④ 特に、建築物においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること

- ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
- イ) 屋上設備
- ウ) 総合試運転調整

- 監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、上記の内容を確認

■ 建築工事の工程の例(事務所、RC-4、3,000㎡)



※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。

※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。

※3 概成工期が設定された工事の場合。

(2) 週休2日の取組

- 国土交通省が発注する営繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施している。
- 品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針の改正において、「土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつその取組の質の向上を努めることが重要である。」とされたことを踏まえ、**令和7年度より、工期中の全ての週における週休2日の確保に向けた取組を推進**する。

発注方式 次のいずれかの方式により発注する。

発注方式	対象期間の現場閉所※1の状況		
	全ての週※2で2日※3以上（新規）	全ての月で4週8休以上（月単位の週休2日）	全体で4週8休以上（通期の週休2日）
I型	受注者が選択※4	必須	必須
II型	受注者が選択	受注者が選択	必須

労務費の補正

- ・ 現場閉所の状況に応じた労務費及び現場管理費の補正係数を設定
- ・ 予定価格の作成に当たっては、対象期間の**全ての週で2日以上**の現場閉所を行うことを前提として労務費及び現場管理費を補正
- ・ 現場閉所の達成状況を確認し、対象期間の現場閉所の状況が各水準に満たない場合は、水準に応じた補正分を減額変更

工事関係者の対応

- ・ 現場閉所の確認（受発注者双方の事務負担が増大しないよう既存書類を活用。）
- ・ モニタリング（受発注者へアンケート調査を実施し、週休2日確保の阻害要因を把握のうえ対応策を検討。）
- ・ 工事成績評定（従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。
明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点。）

- ※1 分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態（現場休息）とする。
- ※2 原則として土曜日から金曜日の7日間とする。
- ※3 原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定する。土曜日又は日曜日を現場閉所日としない場合は当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定する。
- ※4 受注者が工事着手前に発注者と協議する。

対象期間の現場閉所の状況	補正係数	
	労務費	現場管理費
全ての週で2日以上	1.02	1.01
全ての月で4週8休以上	1.02	なし
全体で4週8休以上	なし	なし

大臣官房官庁営繕部 各課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
営繕部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
営繕部長 殿

国会公契第24号
国営管第624号
国営計第183号
国営建技第11号
令和8年3月27日

大臣官房 会計課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
(公印省略)

国土交通省直轄営繕工事における週休2日の取組方針について

建設業の働き方改革を推進する観点から、「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」（令和7年3月25日付け国会公契第50号、国営管第617号、国営計第170号、国営建技第6号）により、営繕工事において労務費等の補正等の試行を行う週休2日の取組を行う工事（週休2日促進工事）を実施してきたところであるが、これまでの取組状況等を踏まえ、令和8年度以降に発注する工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. 対象工事等
国土交通省直轄営繕工事を対象とする。
2. 令和8年度以降の週休2日の取組方針
他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとする。
なお、これまで実施してきた週休2日促進工事の取組は完了とし、**今後は労務費等の補正等を実施しないものとする。**
3. 多様な働き方の支援
多様な働き方を支援する観点から、発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

附 則

- 1 本通知は、令和8年4月1日以降に入札手続を開始する工事に適用する。
- 2 以下の通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和8年3月31日までに入札手続を行う工事については、旧通知による。
(1) 令和7年3月25日付け
国会公契第50号、国営管第617号、国営計第170号、国営建技第6号
「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」
(2) 令和7年12月10日付け国営積第7号
「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」

- **全ての営繕工事及び設計業務等**を対象に、現場環境の改善に向けた取り組みを実施
- 標準項目として、「**①依頼日・時間及び期限**」、「**②会議・打合せ**」、「**③業務時間外の連絡**」に関する取組を設定するなど、現場環境改善に努める

現場環境の改善に向けた取り組みの概要

(1) 目的

計画的に工事・業務を履行しつつ、非効率なやり方の業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事となるよう努める。

(2) 対象

- **全ての営繕工事**
- **全ての建築関係建設コンサルタント業務等**（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

①依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

②会議・打合せに関すること

- ・業務時間外にかかるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- ・打合せはWEB会議等の活用を努める。

③業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない（ASP・メール等を含む）
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

(4) 進め方

- 受注者によって、勤務時間、ノー残業デーなどが異なることから、**柔軟性をもった取組**とする。
- 工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施する。

(3) 施工時期等の平準化 ～余裕期間制度の積極的活用～

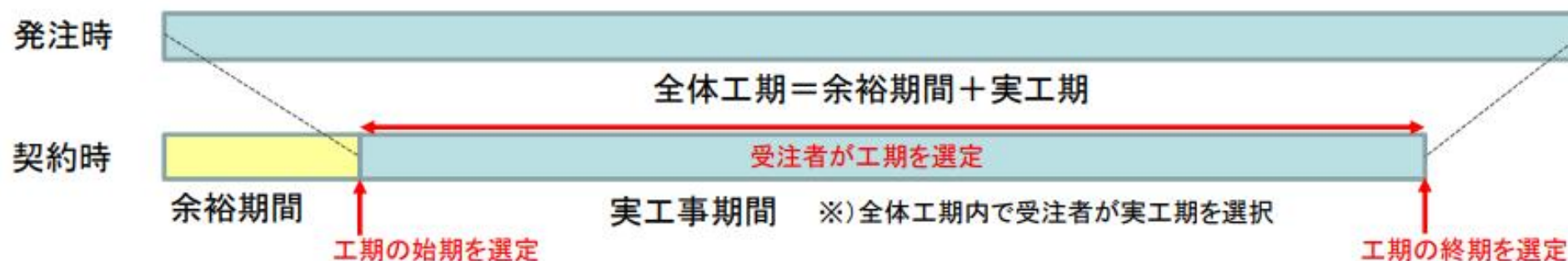
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ(発注者で設定) : 工期の40%を超えず、かつ、6ヶ月を超えない範囲
2. 余裕期間中の技術者の配置等 : 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間
(資機材の準備や下請者との協議は可、現場搬入不可)

2. 労務費等へのしわ寄せ防止の徹底

(1) 予定価格の適正な設定等

平成27年 1月30日策定
令和8年3月31日最終改訂

『営繕積算方式』活用マニュアル

(目次)

国土交通省 大臣

 国土交通省

(表紙)

1. 『営繕積算方式』と活用マニュアルについて

- ・『営繕積算方式』及び活用マニュアルについて (P.4)
- ・発注者責務の明確化 (品確法) (P.5)

2. 公共建築工事積算基準について

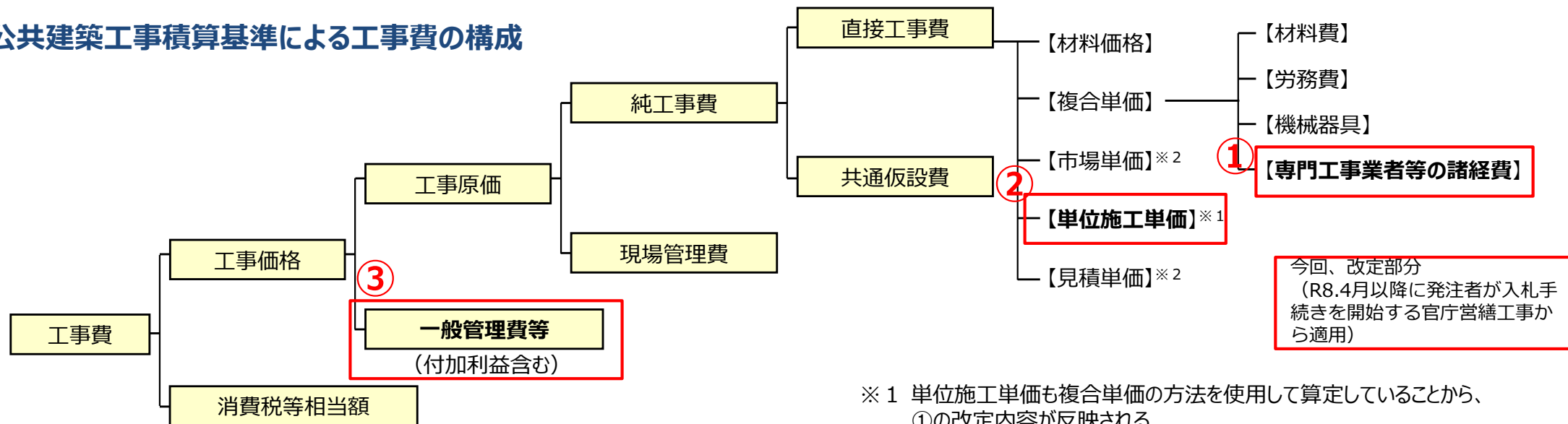
- ・「公共建築工事積算基準」の体系 (P.7)
- ・公共建築工事の工事費の構成 (P.8)
- ・単価及び価格の算定 (P.9)
- ・(参考) 直接工事費の単価種別による構成比 (P.10)
- ・市場単価適用工種 (P.11)
- ・労務費等の内訳が把握可能な新しい方式の積算単価「単位施工単価」の導入 (P.12～13)
- ・共通費の算定 (P.14)
- ・共通仮設費の算定 (P.15)
- ・現場管理費の算定 (P.16)
- ・一般管理費等の算定 (P.17)

3. 公共建築工事(復旧・復興工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組

- ・円滑な施工確保のための取組 (P.19～20)
- ・実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定 (P.21～26)
- ・施工条件を踏まえた共通費の算定 (P.27～30)
- ・適切な工期設定と費用計上 (P.31～35)
- ・設計図書に基づく適切な数量算出 (P.36～38)
- ・施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更 (P.39～42)
- ・猛暑対策の取組(P.43)
- ・復旧・復興工事における円滑な施工確保のための各種取組 (P.44～45)

(1) 予定価格の適正な設定等 ～雇用に伴う必要経費の確保に向けて～

公共建築工事積算基準による工事費の構成



①専門工事業者等の諸経費の率の見直し

- 実態調査を実施し、諸経費の率を改定。
- 工種ごとに定めていた率を、
「材料費、消耗材料費等」と
「労務費」のそれぞれに全工種共通の
率を設定することに改める。

「雇用に伴う必要経費」が確保されて
いることが、発注者の積算において
明確になる

②新たな単位施工単価の設定

- 歩掛り調査を実施し、令和7年12
月に導入した鉄筋（ガス圧接含
む）、型枠に続き、
「絶縁ケーブル」について、
単位施工単価を追加導入。

※ 鉄筋、型枠は、R8.1月以降に発注者が入
札手続きを開始する官庁営繕工事から適
用している

③一般管理費等率の見直し

- 業界団体の協力を得て、実態調査
を実施し、一般管理費等率につい
て改定。
- 建築工事、電気設備工事、
機械設備工事等で分かれていた
算定式等を一本化。

(1) 予定価格の適正な設定等 ～専門工事業者等の諸経費の率の見直し～

○見直し前（例：建築 地業工事 床下防湿層敷き）

表 A1-3-3

床下防湿層敷き (1㎡当たり)				備考
名称	摘要	単位	所要量	
ポリエチレンフィルム	厚0.15mm	㎡	1.1	
普通作業員		人	0.005	
その他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、普通作業員とする。

表 3-1-1 建築工事

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
	仮 設	20～30%	労、雑	
	土 工	20～30%	労、雑	
	地 業	20～30%	労、雑	

※「その他」とは、製造業者・専門工事業者の諸経費

【設計労務単価】×【歩掛りの所要量】×【建築工事 地業「その他」の率】によりその他費を算出

○見直し後（例：建築 地業工事 床下防湿層敷き）

表 A1-3-3

床下防湿層敷き (1㎡当たり)				備考
名称	摘要	単位	所要量	率を乗ずる歩掛りの区分
ポリエチレンフィルム	厚0.15mm	㎡	1.1	労以外
普通作業員		人	0.005	労
諸 経 費		式	1	—

専門工事業者の諸経費を算出

表 3 専門工事業者等の諸経費の率

率を乗ずる歩掛りの対象	率	備 考
労務費（労）※	42～52%	
材料費、消耗材料費等（労以外）※	9～13%	

※標準歩掛り、単位施工単価のベース単価の歩掛りの表中において、（労）、（労以外）の略称により、率を乗ずる歩掛りの区分を示す。標準歩掛り、単位施工単価のベース単価と類似の材料等を用いる場合においては、表中の「率を乗ずる歩掛りの区分」に準じて率を乗ずる。

労務については、【設計労務単価】×【歩掛りの所要量】×【（労）の諸経費の率】により諸経費を算出

材料等については、【材料等の単価】×【歩掛りの所要量】×【（労以外）の諸経費の率】により諸経費を算出

合計して、
専門工事業者等の
諸経費を算出

(1) 予定価格の適正な設定等 ～新たな単位施工単価の設定～

単位施工単価の「ベース単価」及び「シフト単価」とは

各工種における代表的な規格・仕様の積算単価（ベース単価）は、複合単価の手法により労務や材料等の各地域の単価と歩掛りから、労務費や材料費等を積み上げて算定。

工種			規格・仕様	単位	札幌	東京	...
型枠	シフト単価	普通合板型枠	基礎部	m ²	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	普通合板型枠	地下軸部 階高5.0m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	普通合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	ベース単価	普通合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 階高3.5～4.0m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	普通合板型枠	壁式構造 地上軸部 階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 B種 階高3.5～4.0m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠	ラーメン構造 地上軸部 C種 階高3.5～4.0m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠	壁式構造 地上軸部 B種 階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠	壁式構造 地上軸部 C種 階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠	壁式構造 地上軸部 C種 階高2.8m程度	〃	YYYY	YYYY	...

その他の規格・仕様の単価（シフト単価）は、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づき、ベース単価を調整して算定。
シフト単価は「物価資料」の掲載価格によることを基本。

【算定式】

$$\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$$

（参考）物価資料にはベース単価についても価格を掲載

単位施工単価を導入する工種

令和7年12月、**鉄筋（ガス圧接含む）**、**型枠**について、公共建築工事標準単価積算基準に単位施工単価を導入。令和8年3月、**絶縁ケーブル**について追加導入。他の市場単価の工種についても、単位施工単価の導入に向けて、順次、調査・分析中。

(1) 予定価格の適正な設定等 ～一般管理費等率の見直し～

- 業界団体の協力を得て、実態調査を実施。調査の結果、一般管理費等率について改定。
- 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事等で分かれていた一般管理費等率の算定式等を一本化。

改定前

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超える
建築	17.24%	$28.978 - 3.173 \times \log_{10}(C_p)$	8.43%
工事原価	300万円以下	300万円を超え20億円以下	20億円を超える
電気	17.49%	$29.102 - 3.340 \times \log_{10}(C_p)$	8.06%
機械設備・昇降機	16.68%	$27.283 - 3.049 \times \log_{10}(C_p)$	8.07%

改定後

工事原価	300万円以下	300万円を超え30億円以下	30億円を超える
共通	20.11%	$32.597 - 3.591 \times \log_{10}(C_p)$	9.34%

C_p : 工事原価(千円)

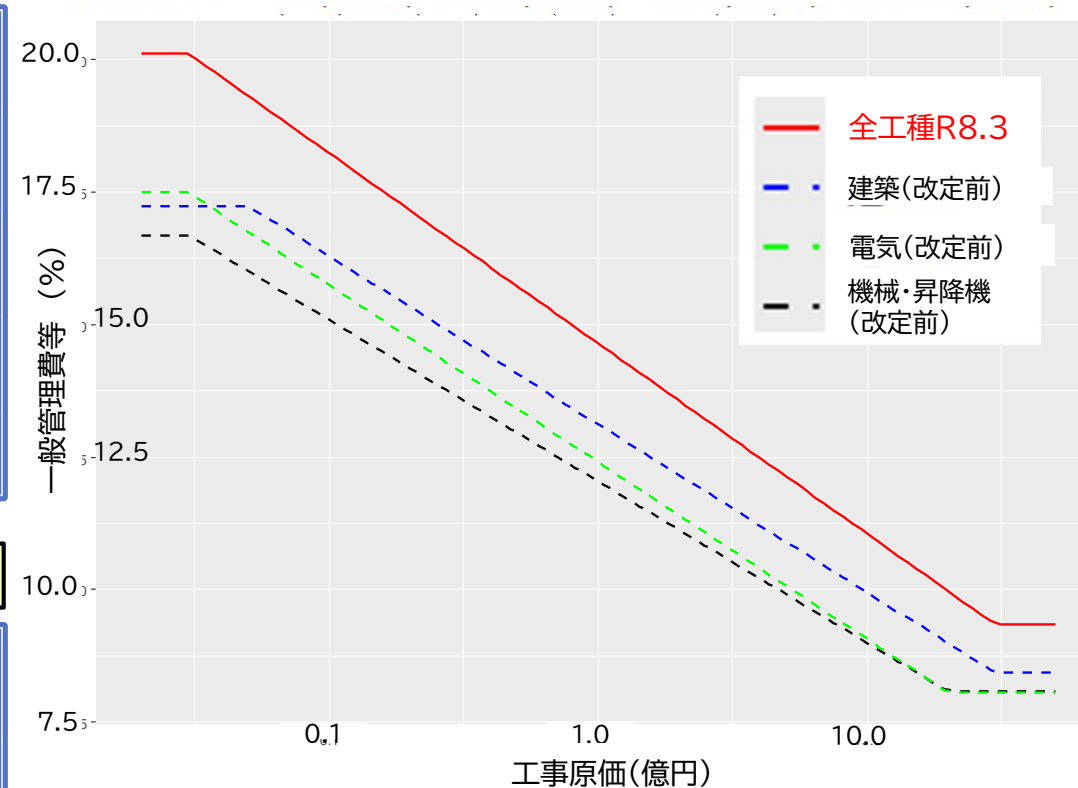


図 一般管理費等率 改定前との比較

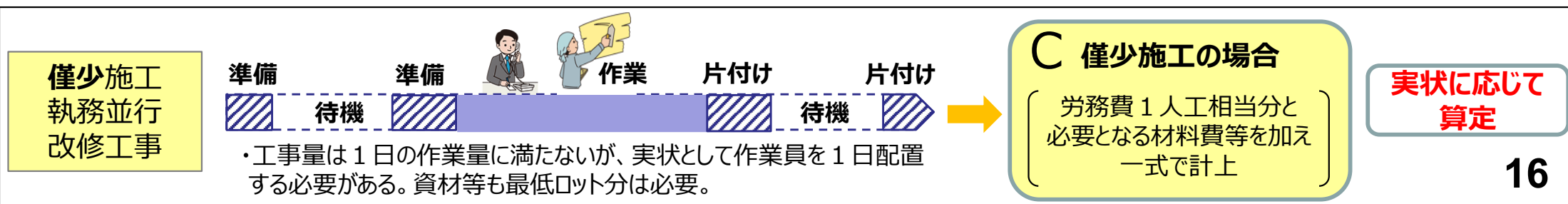
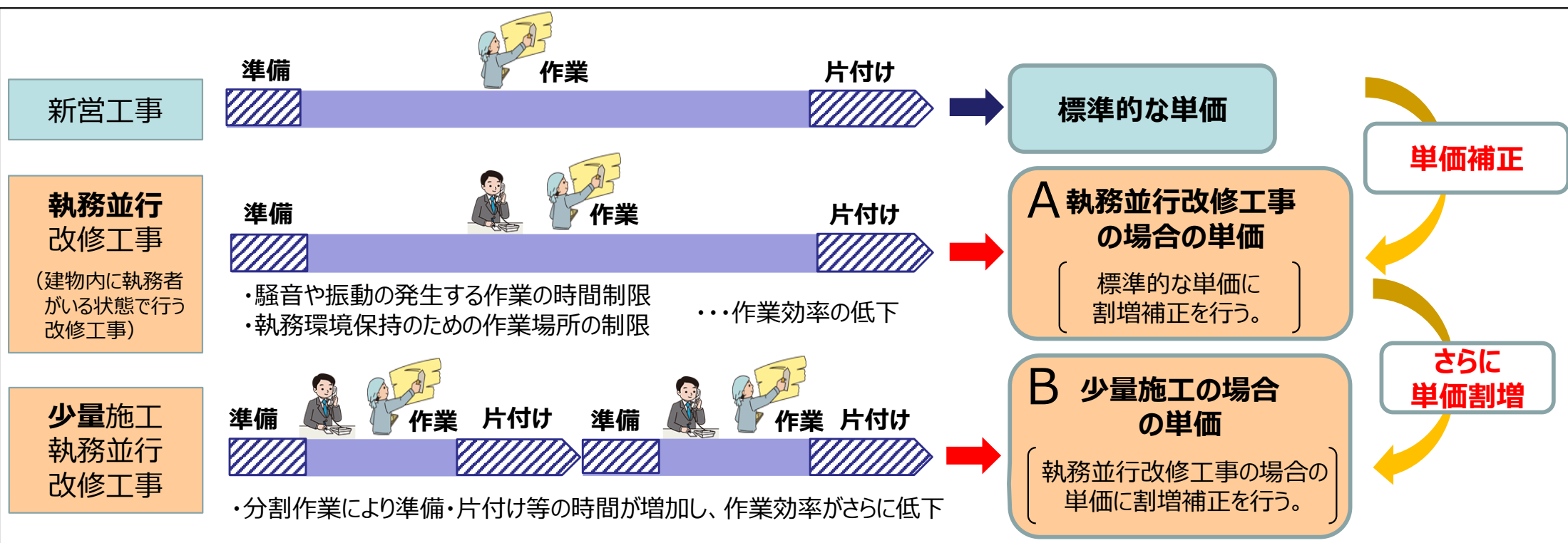
(1) 予定価格の適正な設定等 ～少量、僅少等の場合の単価補正等(1)～

※「営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について」(R1.10.25国営積第4号)より

○現場施工上必要と考えられる費用を適切に計上

【改修工事における単価補正等】

- A 執務並行改修の場合、複合単価及び市場単価の**単価補正**を行う
- B 改修工事で**施工数量が少量**の場合、Aの単価にさらに**単価割増**を行う
- C 改修工事で**施工数量が僅少**の場合、現場で**実際に必要な労務費・材料費等**を計上する



(1) 予定価格の適正な設定等 ～少量、僅少等の場合の単価補正等(2)～

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

建築内装改修における単価割増の例（ビニル床タイル）

執務並行改修の場合、複合単価及び市場単価に（工種毎に定めている※¹）改修補正率を乗じる

各部位の施工数量※²が概ね100㎡以下（少量施工）の場合、さらに割増係数を乗じる。

新築工事を対象とした標準的な単価

市場単価
(半硬質 厚さ2.0 コンポジションビニル床タイルKT 一般床)
1,870円/㎡

A. 執務並行改修工事の場合の単価補正

「内外装（ビニル床材）」工事の補正率
単価 1,870円/㎡ × **1.08** ÷ **2,020円/㎡**

B. 少量施工の場合の単価割増

割増係数1.3の場合
単価 2,020円 × **1.3** ÷ **2,630円/㎡**

「少量施工を考慮した割増係数」の考え方の目安

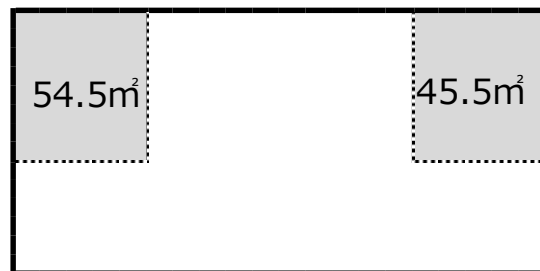
営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000048.html

施工数量が概ね100㎡以下

- ・ 点在する場合はその合計
- ・ 制約条件等により連続作業不可の作業場所が点在する場合は、概ね5か所未満

割増係数：「1.3」

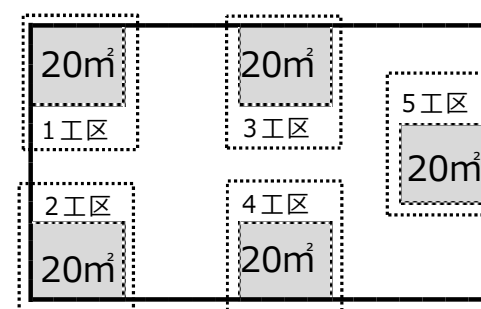
施工数量（合計）が100㎡、作業場所が2か所の例



施工数量が概ね100㎡以下であるが、制約条件等により連続作業不可の作業場所が概ね5か所以上で点在する、作業時間が極めて限られる、作業空間が著しく狭い等の制限によって施工効率が著しく低下する場合

割増係数：「1.3超～2.0程度」

施工数量（合計）が100㎡、作業場所が5か所の例



※1 工種毎の補正率については、「公共建築工事積算基準等資料」第4編 第1章 9改修工事の取り扱い 表A-1 表E-1 表M-1 を参照

※2 床、壁、天井部位ごとの同種工事の合計

(1) 予定価格の適正な設定等 ～少量、僅少等の場合の単価補正等(3)～

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

各部位の施工数量が概ね10㎡以下（僅少施工）の場合の算定例（ビニル床タイル）

労務費1人工相当分と、必要となる材料等を加えて一式計上する

僅少施工を考慮しない場合

（半硬質 厚さ2.0 コンポジションビニル床タイルKT 一般床）

単価2,020円/㎡×10㎡ = 20,200円

C. 僅少施工の場合の単価

<内訳>	材料費	ビニル床タイル	10,290円※1
		接着剤	900円※2
	労務費	内装工（1人工）	37,950円※3
	専門工事業者等の諸経費（労）		17,836.5円※4
	専門工事業者等の諸経費（労以外）		1,230.9円※5

※1 10.5㎡×980円/㎡（材料の切り無駄等として5%を見込む）

※2 3kg ×300円/kg（0.3kg/㎡×10㎡=3kg）

※3 1人・日×1.15×33,000 円（1人・日×執務並行改修割増※6×公共工事設計労務単価）

※4 37,950 円×0.47（労務費×専門工事業者等の諸経費（労）の率）

※5 (10,290円+ 900円)×0.11（材料費×専門工事業者等の諸経費（労以外）の率）

※6 「公共建築工事積算基準等資料」第4編 第1章 9 表A-1 表E-1 表M-1

68,200円

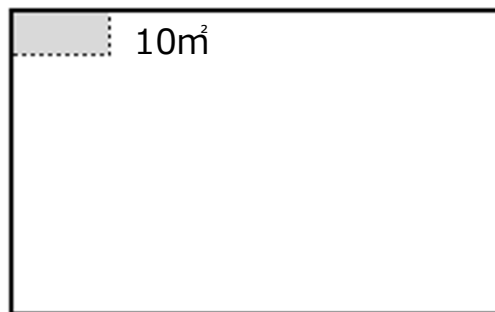
「僅少施工を考慮した積算」の考え方の目安

営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000048.html

○施工条件等により施工数量が僅少（概ね10㎡以下）となる場合は僅少箇所あたり労務費1人工を計上する※7

施工場所が1カ所の例



労務費
1カ所×1人工・日/カ所=
1人工

施工場所が5カ所（連続作業不可）の例



労務費
5カ所×1人工・日/カ所=
5人工

○材料費は、施工に最低限必要な単位の費用を実情に応じて算定する（例：塗料の数量をメーカー販売単位を踏まえ設定）

○建築に付随する設備工事で、施工場所が点在する場合は、僅少施工として取り扱う

※7 施工の実情に応じて半日分として0.5人工を計上する場合もある。また、施工数量が僅少となる部分が点在（5カ所程度以上）し、労務費が過大となり実情が合わないと考えられる場合は、改修割増複合単価及び改修割増市場単価に割増を行うことで対応する（1.3～2.0の範囲で適切に設定）。

(1) 予定価格の適正な設定等 ～見積活用方式の採用～

- 見積活用方式は、円滑な事業執行を目的に、公共建築工事積算基準類に基づく価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を設定する方式

※「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」（平成26年2月6日付国営計第118号）より

営繕工事における「見積活用方式」の活用

https://www.mlit.go.jp/gobuild/mitsumori_manyuaru.html

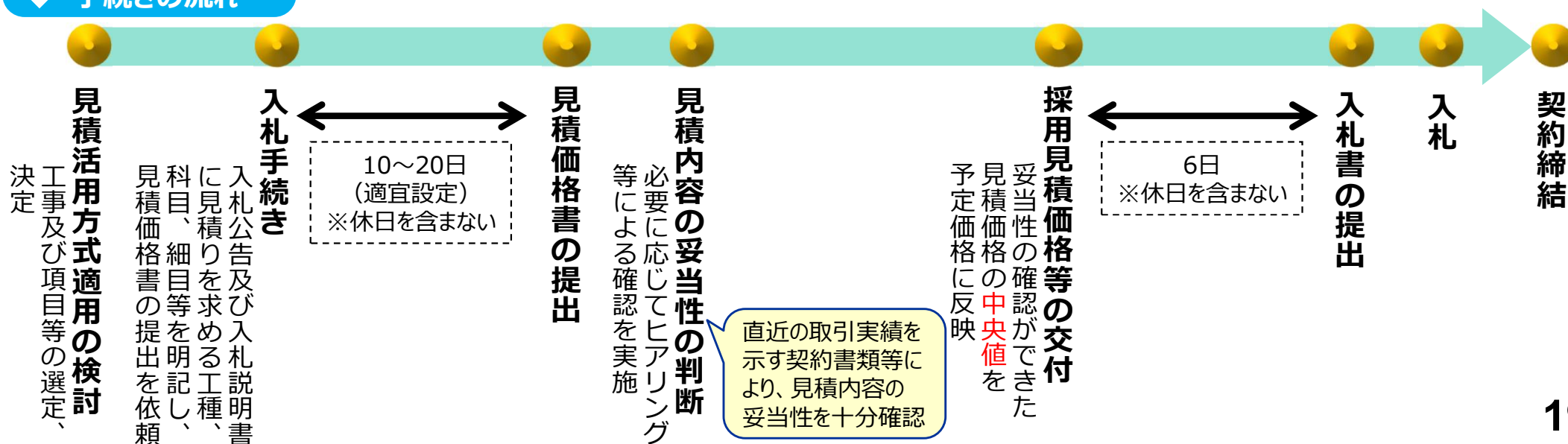
◆ 対象工事

- (1) 公共建築工事積算基準類に基づく価格（以下、「標準積算」）と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事
- (2) 過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事（当初発注からも適用可能）

◆ 対象工種

直接工事費のうち、現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価、単位施工単価及び見積単価に乖離がある項目並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ分等

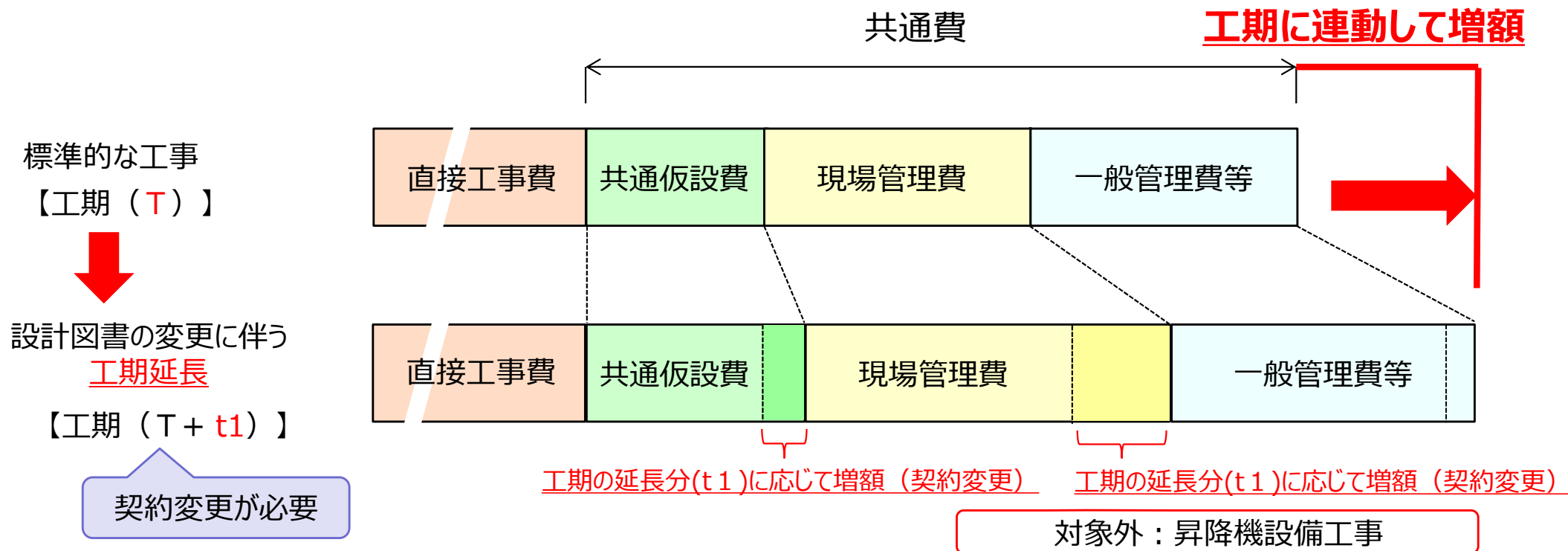
◆ 手続きの流れ



工期延長に対応した共通費（共通仮設費、現場管理費）の算定

※「公共建築工事共通費積算基準」より

◆「工期連動型共通費積算方式」



◆ 工期の影響を受ける主な項目

共通仮設費

- 仮設建物費（現場事務所等） …… 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
- 動力用水光熱費（工事用電気、水道料金） …… 動力用水光熱使用期間の長短により費用が変動 等

現場管理費

- 従業員給料手当（現場従業員等の給与） …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
- 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額） …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

(1) 予定価格の適正な設定等

～猛暑対策に必要な経費等の確保関連～

- 建設業における働き方改革の推進の観点から、令和6年度より、全ての営繕工事において「猛暑による作業不能日数」を考慮して工期を設定。工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更することを可能としている
さらに、令和8年度より、猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算を試行する。
- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、積算基準に定める共通費の率により算定し、当初の工事費に計上。「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、受発注者間で協議の上、設計図書の変更に
より計上することを可能としている

猛暑を考慮した工期設定と労務費の割増

- 猛暑による作業不能日数（工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値^(注)が31以上の時間を日数換算した各年の日数の過去5年分の平均）を工事発注当初の工期に見込むとともに、設計図書に明記

（注）気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数。31以上は「危険」とされている。
（日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」（2022）より）

- 工期中に発生した猛暑による作業不能日数が、設計図書に明記する日数と著しく乖離し、受発注者間における協議により必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更
- 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算を試行

熱中症対策に関する費用の計上

- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、公共建築工事共通費積算基準に定める共通仮設費率及び現場管理費率に含まれており、これにより算定し当初の工事費に計上
- 「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、対策の項目、期間等について受発注者間で協議の上、見積価格等を参考に設計図書の変更により計上

◆猛暑による作業不能日の算定方法の例

（2023年度 東京都千代田区※1の場合）

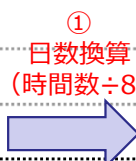
○ 4～10月の全てを工期に含む場合※2

年	WBGT値31以上の時間※3(h)	日数換算(日)
2018	84	10.50
2019	67	8.38
2020	64	8.00
2021	47	5.88
2022	89	11.13
平均	-	8.78

※1 東京観測所の数値を使用

※2 4～10月のうち一部のみが工期に含まれる月がある場合、当該月については、WBGT値31以上の時間数に、当該月における工期に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用

※3 4～10月の各日（土日祝・夏季休暇（3日）を除く）の8時～17時のWBGT値31以上の時間



③ 四捨五入により日数に変換

猛暑による
作業不能日数
9日間

◆「一般的な熱中症対策」の例

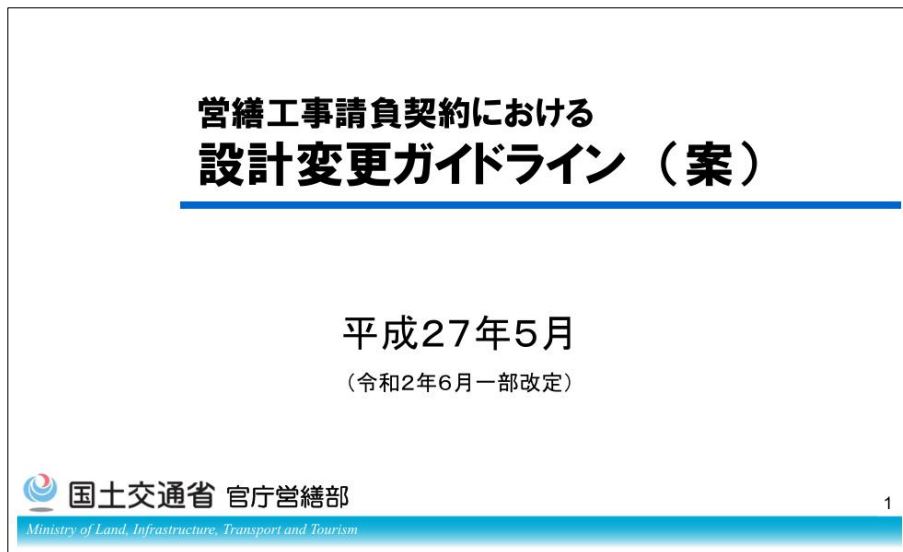
- ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライリスト、WBGT値の計測装置、等

◆「一般的なもの以外の熱中症対策」の例

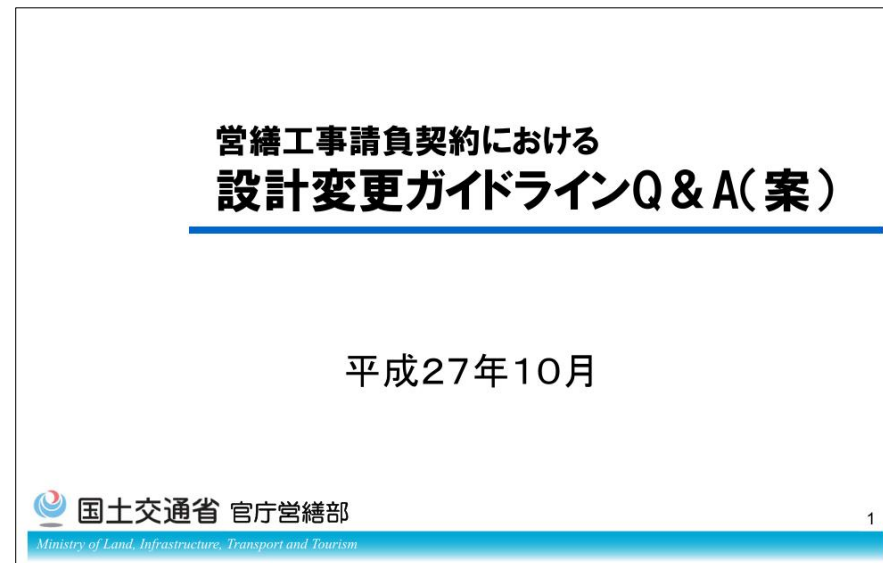
- ・足場に設置する遮光ネット、等

(1) 予定価格の適正な設定等 ～設計変更ガイドラインの適切な運用～

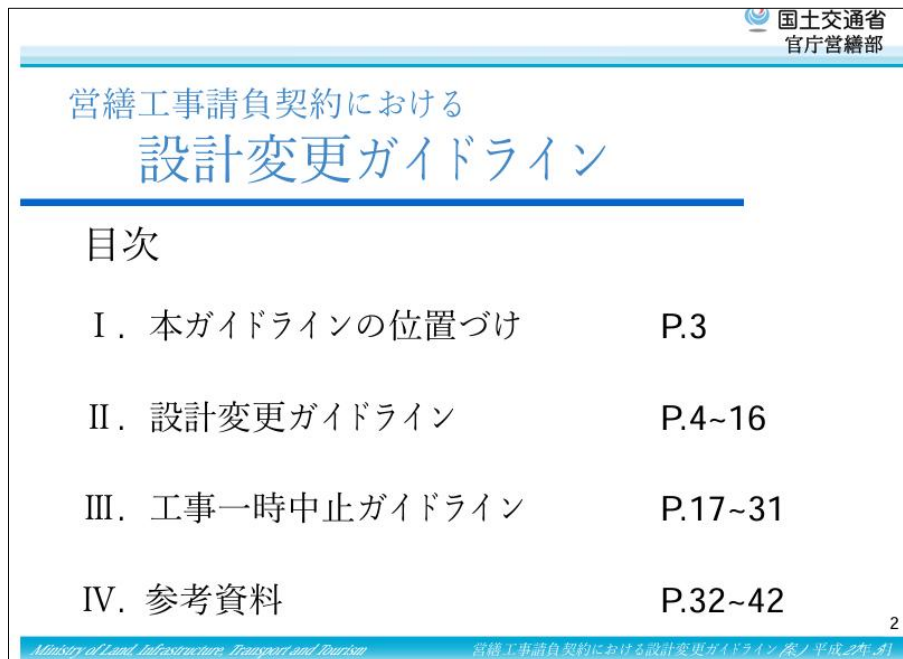
(表紙)



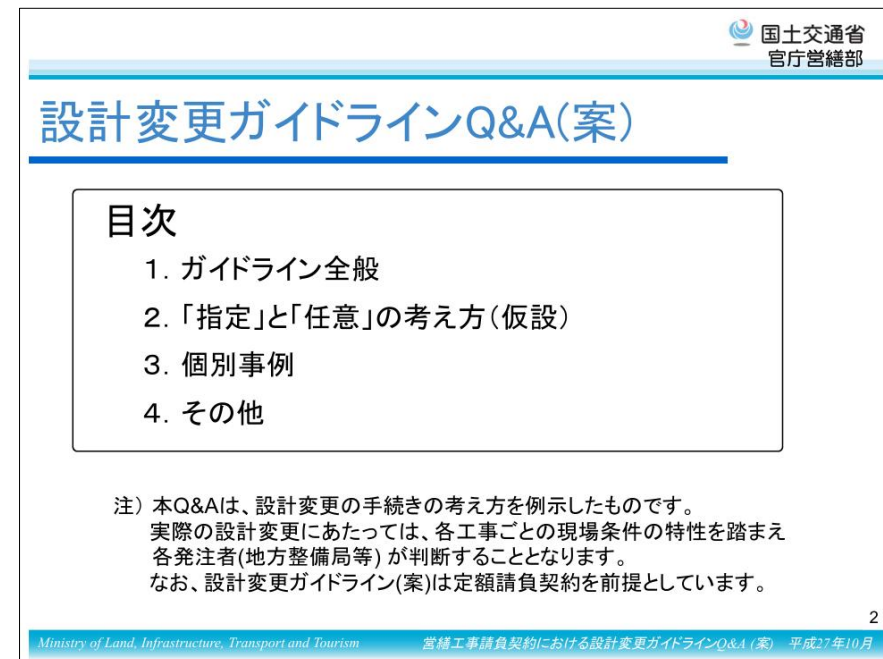
(表紙)



(目次)



(目次)



(1) 予定価格の適正な設定等 ～中東情勢の変化による設計変更の対応～



国土交通省

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

当初契約

工事実施地区での通常の流通価格により資材を調達



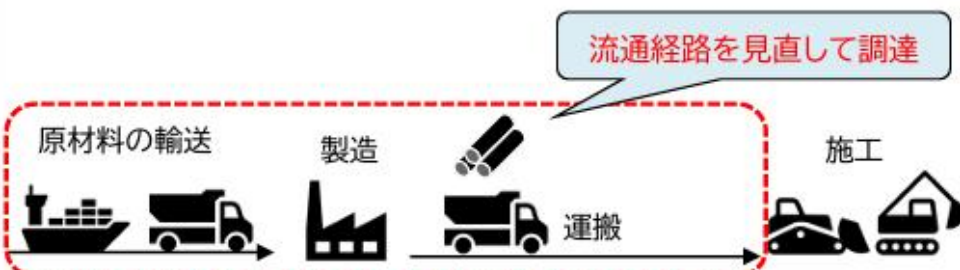
設計変更 (ケース①)

代替資材を調達
→ 代替資材で設計変更



設計変更 (ケース②)

設計図書どおりの資材を流通経路を見直して調達
→ 調達地区の価格(運搬費も考慮)で設計変更



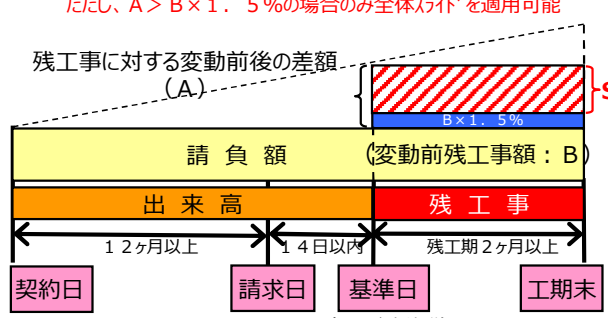
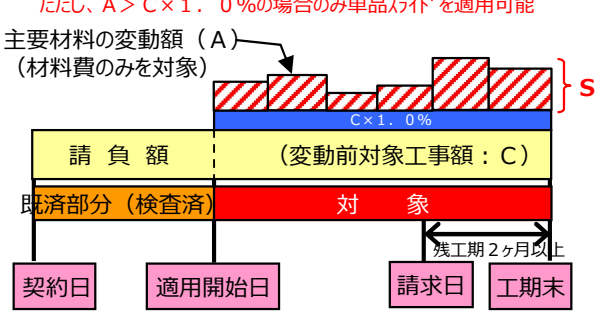
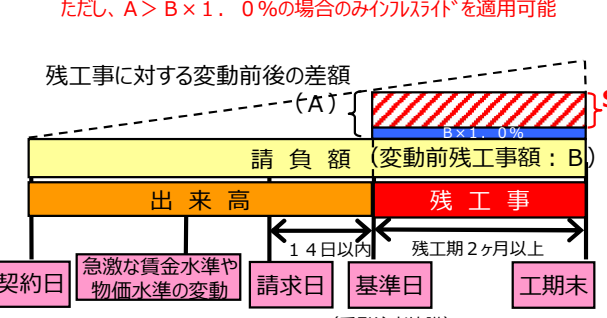
設計変更 (ケース③)

設計図書どおりの資材を調達
(ただし、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格)
→ 実際の調達価格で設計変更



(1) 予定価格の適正な設定等 ～スライド条項の適切な運用～

公共工事標準請負契約約款26条（スライド条項）の適切な運用

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労 務単価等
	受発注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、 全体スライド又はインフレスライド適用期間における 負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営 上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再 スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経 過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての 特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
概要図		$S = \text{全体スライド}^{\ast}\text{変更額} = A - B \times 1.5\%$ ただし、$A > B \times 1.5\%$ の場合のみ全体スライド[※]を適用可能  残工事に対する変動前後の差額 (A) 請 負 額 (変動前残工事額: B) 出 来 高 残 工 事 12ヶ月以上 14日以内 残工期2ヶ月以上 契約日 請求日 基準日 工期末 (受発注者協議)	$S = \text{単品スライド}^{\ast}\text{変更額} = A - C \times 1.0\%$ ただし、$A > C \times 1.0\%$ の場合のみ単品スライド[※]を適用可能  主要材料の変動額 (A) (材料費のみを対象) 請 負 額 (変動前対象工事額: C) 済済部分(検査済) 対 象 残工期2ヶ月以上 契約日 適用開始日 請求日 工期末	$S = \text{インフレスライド}^{\ast}\text{変更額} = A - B \times 1.0\%$ ただし、$A > B \times 1.0\%$ の場合のみインフレスライド[※]を適用可能  残工事に対する変動前後の差額 (A) 請 負 額 (変動前残工事額: B) 出 来 高 残 工 事 14日以内 残工期2ヶ月以上 契約日 急激な賃金水準や物価水準の変動 請求日 基準日 工期末 (受発注者協議)

【スライド額】 材料価格、複合単価、市場単価、単位施工単価及び見積単価の価格を算出する。

・工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(営繕工事版)(令和7年12月) https://www.mlit.go.jp/gobuild/tanpinsuraido_eizen.html

・賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)(令和4年9月) https://www.mlit.go.jp/gobuild/infuresuraido_eizen.html

(1) 予定価格の適正な設定等 ～遠隔地からの資材調達、不足する労働者の確保～

- 被災地で実施する営繕工事において、遠隔地から建設資材等を調達せざるを得ない場合や、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合に際し、実情に応じた適切な工事費を積算するための試行

★R8.3より試行拡充★

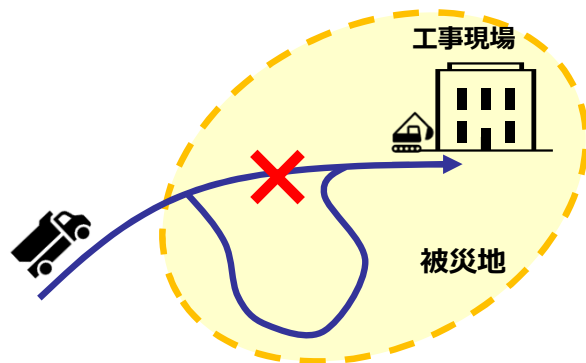
遠隔地からの建設資材等の調達

対象となるケースと計上する費用

- 当初想定していた地域（工事現場と同一の県内等）から調達できず調達条件や運搬距離が大きく変わった場合
⇒ 建設資材等の購入、賃貸及び運搬に要する費用
- 道路通行止め等により工事現場までの運搬距離が大きく変わった場合
⇒ 建設資材等の運搬に要する費用

対象とする建設資材等

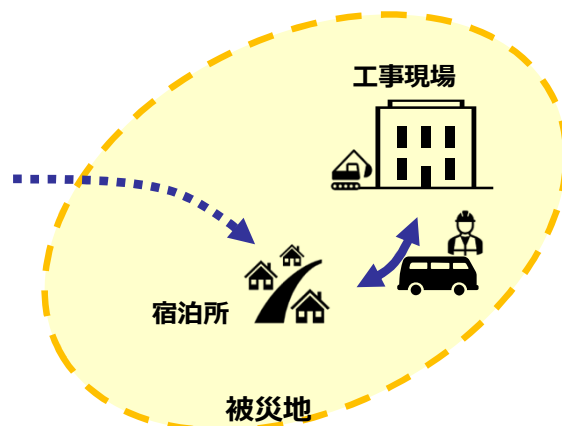
- ・鉄筋、鉄骨、コンクリート等の資材
- ・足場材等の仮設材
- ・トラック、舗装機械等の建設機械



不足する労働者の遠隔地からの確保（宿泊を要する場合）

対象となるケースと計上する費用

- 不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させることが必要な場合
⇒
 - ・労働者の宿泊に要する費用
 - ・労働者を宿泊場所から日々、工事現場に送迎するために要する費用
 - ・募集及び解散に要する費用
 - ・賃金以外の食事等に要する費用



不足する労働者の遠隔地からの確保（長距離通勤を要する場合）

対象となるケース

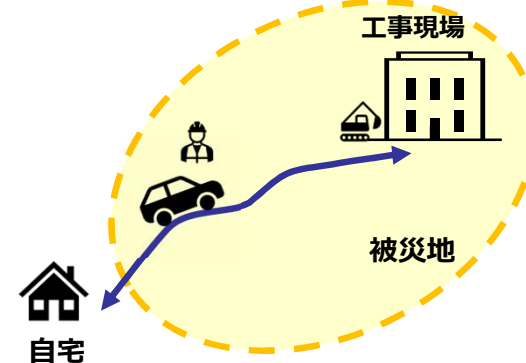
- 不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤を行う場合
⇒ 監督職員との協議により、作業時間を標準（8時間）より短縮して設定が可能

労務費の割増し

- 作業時間の短縮時間に応じ、割増し※

作業時間	割増し係数
7時間/日～7.5時間/日	1.06
4時間/日～7時間/日	1.14

※使用者の指揮命令下でない移動時間は労働時間に該当しないため、長距離通勤の時間分を費用負担するものではない。



3. 生産性向上

- (1) ICTの積極的な活用等
- (2) 書類の効率化
- (3) 関係者間調整の円滑化

(1) ICTの積極的な活用等 ～生産性向上技術の活用方針(R8.3)～

民間で開発、導入された生産性向上技術が、官庁営繕事業において導入、活用されやすくなるよう対応を行う。

生産性向上技術の活用 BIM、情報共有システム等

BIM※1活用

※1 Building Information Modelling

●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

原則として全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※2を適用。

※2 Employer's Information Requirements (発注者情報要件)

- ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、**指定項目を設定**。（具体的な実施内容は、受発注者間協議で決定。）
全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（**推奨項目**）を設定。
- ・BIM伝達会議において工事受注者に**貸与可能な設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与**。

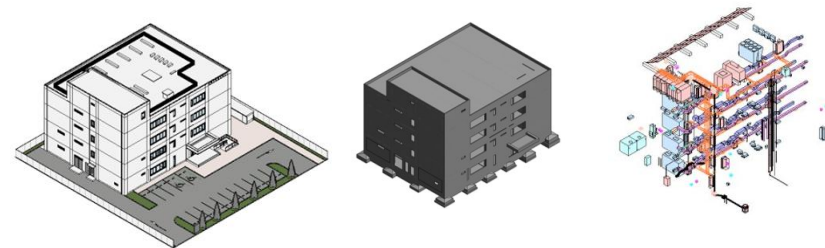
●BIMデータを活用した積算業務（試行）

BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要な条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「**BIM連携積算**」を試行。

【参考】

官庁営繕事業の設計業務においてBIMデータを作成する場合のBIMデータの入力情報や設定内容の目安となる「営繕BIMモデル」を作成し、データを公開

（Revit版：令和6年10月、Archicad版：令和7年9月公開）

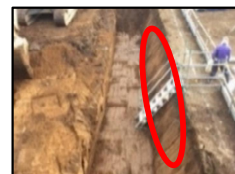


【他の取組】 情報共有システムの活用（原則全ての営繕工事で活用）、デジタル工事写真の黒板情報電子化の活用（原則全ての営繕工事で活用）

(1) ICTの積極的な活用等 ～生産性向上技術の活用方針(R8.3)～

施工 ICT建築土工※3の試行

※3 ICT土工の省力化施工技術を建築工事の根切り・土工事に活用するもの。



オープンカット法面整形(60° 3D)



つぼ堀 床付け(3D: 2D+深さ)



施工管理

デジタル技術を活用した監督検査（試行）

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。
従来の目視による確認に代えて、タブレット等で撮影した画像判定で確認。

●デジタル配筋検査



対象物を撮影

検査結果
(判定結果+計測値)

●デジタルガス圧接継手外観検査



対象物を撮影
(撮影ガイド付き)

検査結果
(判定結果+計測値)

【他の取組】建設現場の遠隔臨場（原則全ての営繕工事で活用）

設計時の配慮

設計業務委託仕様書において、工事現場の生産性向上に配慮する旨を明記

工事の発注時・完成時における評価

総合評価落札方式における評価

・S型により発注する新営工事及び改修工事において、生産性向上技術に関する提案を評価。

【入札説明書等で例示している評価対象とする生産性向上技術】

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工※4、BIMの活用、小黑板情報を活用した工事写真アルバムの自動作成、生産性向上に資する技術を採用した熱中症対策（工期に猛暑期間が含まれる場合で、共通仮設費又は現場管理費に計上するもの※5は除く）

※4 ICT建築土工、墨出しロボット、鉄筋結束ロボット、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自律運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等

※5 本資料の21頁 ◆「一般的な熱中症対策」の例 による に記載の内容

入口評価

請負工事成績評定における評価

出口評価

・全ての営繕工事において、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価。

自動化施工の例



鉄筋結束ロボット



運搬ロボット



装着型作業支援ロボット

(2) 工事書類の簡素化 ～工事書類スリム化ガイド(営繕版)の策定～

～ ペーパーレスでストレス・レスな営繕工事 ～

工事書類スリム化ガイド（営繕版）は、**営繕工事における工事関係書類作成の一層の効率化**など現場技術者の負担低減を図るための具体的な取り組みを紹介するものです。

営繕工事においては、従前より「工事の書類の簡素化・効率化」の取り組みを行っていましたが、より多くの方にその内容を知っていただくため、わかりやすくとりまとめた本ガイドを策定したものです。



関係者間
調整の円滑化



削減と
簡素化

工事書類スリム化ガイド（営繕版） ～ペーパーレスでストレス・レスな営繕工事～

情報通信
機器の活用



ペーパー
レス化



令和6年10月

北陸地方整備局 営繕部 技術・評価課

現場技術者の負担軽減を図るための取組み

1. 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化

営繕事業の各段落（設計段階、施工段階）において、適切な設計図書の作成に向けた取組等、発注者として実施する事項の実施に努めます。

2. 工事関係書類の徹底した削減と簡素化

不要な資料を作らない・求めないようにします。



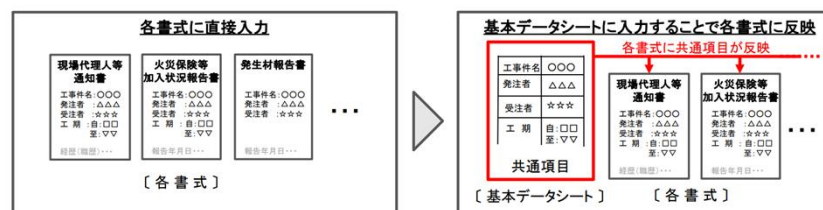
提出不要



施工体制台帳を提出



※工事関係書類の共通項目を自動で反映する機能を付加した書式の入力シートの使用により、工事関係図書等全99書式のうち、66書式について共通事項の自動反映が可能。



書式入力シート使用による簡素化イメージ

3. 電子データの活用によるペーパーレス化

ペーパーレス化による作業の削減、二重提出（紙と電子）を不要とします。

4. 情報通信機器の活用により打合せ・立会い・検査等を効率化

関係者の移動や待ち合わせ、準備等にかかる時間を削減します。

工事書類スリム化ガイド(営繕版)はこちらから

https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/002_koujikanren/SPCD_oct_2024.pdf



(3) 関係者間調整の円滑化 ～生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化～

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3公表）のうち、特に設計に関する取組みについての理解を深めるための「事例解説」を作成しました（R7.3）。
※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3）

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階（設計段階、施工段階）において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むもの（該当箇所の抜粋）

【1.設計段階】

- (1) 設計条件の明示 (2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み
① 諸条件の整理と適用基準 ② 敷地や周辺状況 ③ 設計業務プロセス管理 ④ 図面の整合性 ⑤ 設計段階における施工条件の確認 ⑥ 指定仮設の確認

【2.施工段階】

- (1) 余裕期間の設定 (2) 遅滞ない設計意図伝達※1等 (3) 納まり等の調整※2の効率化
(4) 情報共有や検討等の迅速化 (5) 設計図書の変更への対応

※1: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等

※2: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

事例解説（R7.3）

● 参考事例

建設業団体より提供を受けた、過去3年間（62事例）の情報を基に、事例を整理（8分類）

◆ 改善点

参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例を記載

■ 関係者間調整の円滑化に役立つ参考資料

- 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化
- 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
- 設計図書整合性向上ガイドブック（日本建築士会連合会）
- 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）・Q&A（案）
- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方（及び事例解説）
- 「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）

4. その他

- (1) 官庁営繕工事の発注情報メール配信サービス**
- (2) 中長期的な工事発注見通しの情報発信**
- (3) 公共建築相談窓口**

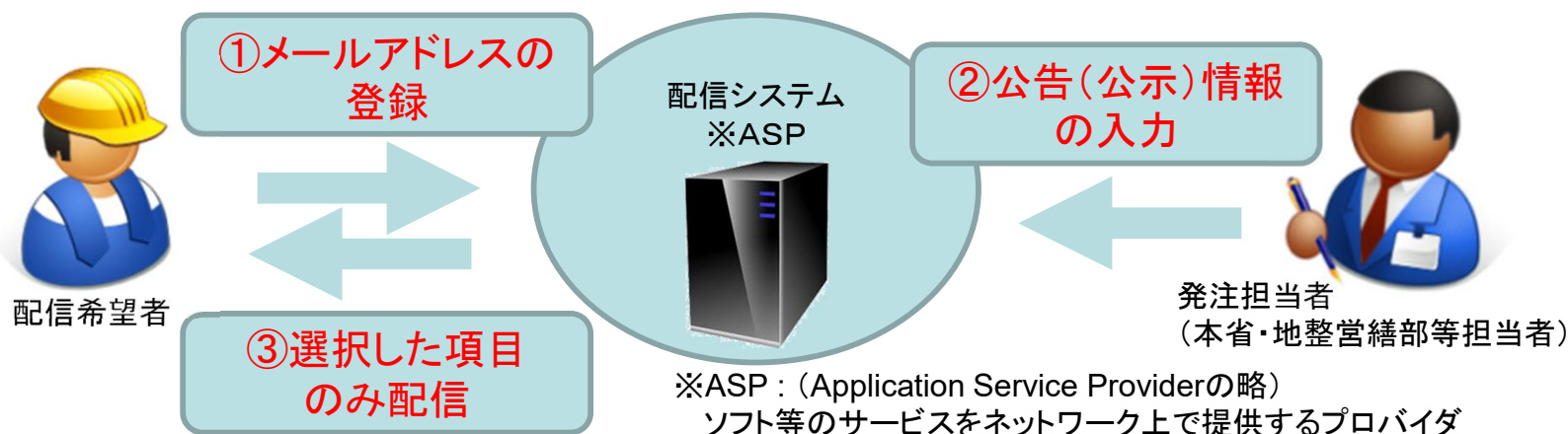
(1) 官庁営繕工事の発注情報メール配信サービス

概要

官庁営繕工事・業務が公告(公示)され次第、概要を配信希望者にメール配信

※北陸地方整備局営繕部独自として、
今後、発注見通しの情報も配信予定

- ① 配信希望者が、随時、官庁営繕部HPを通じて、配信を希望する項目(※)を選択し、配信先のメールアドレスを登録(登録は無料)
(※)発注機関、工事・業務の別、工種、施工場所等
- ② 発注担当者が、公告(公示)情報を配信システムに入力
- ③ 指定した日時に配信システムより、公告(公示)情報に合致する配信希望者へメール配信



登録方法

- 国土交通省官庁営繕部のホームページにアクセスし、「■登録手続きに進む」から登録。
- PC、タブレット、スマートフォン、携帯電話いずれの端末からも登録可能。登録は無料。

○国土交通省大臣官房官庁営繕部ホームページ（「官庁営繕部発注情報メール配信サービスについて」）

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

(2) 中長期的な工事発注見通しの情報発信

北陸地方整備局営繕部独自の取組

業団体からの要望(事業開始年度の4月に公表されても技術者の確保が難しいなど) ⇨ 「設計業務の契約状況」や「工事発注時期(予定)」をHPで公表

公表内容 令和8年6月8日時点

発注年度	業務名 ※1	施設所在地			設計業務工期	工事発注時期 ※2	備考
		新潟	富山	石川			
令和7年度	金沢駅西合同庁舎外1件(25)内部改修その他実施設計業務			○	【完了】 令和8年2月	時期未定	
	富山地方気象台設備棟(25)増築外1件設計業務		○		令和8年11月	時期未定	
	新潟県警察学校外2件(25)照明設備改修実施設計業務	○			令和8年10月	時期未定	
	富山県警察学校外2件(25)照明設備改修実施設計業務		○		令和8年7月	時期未定	
令和6年度	能登海上保安署(24)新築設計業務			○	【完了】 令和7年10月	令和8年度	
	輪島地方合同庁舎外1件(24)増築その他設計業務			○	【完了】 令和8年1月	令和8年度	
令和5年度	直江津港湾合同庁舎(23)新築設計業務	○			【完了】 令和7年11月	令和9年度(予定)	
	富山公共職安外1件(23)空調設備改修その他実施設計業務		○		【完了】 令和6年6月	令和8年度	
	三条労働基準監督署外1件(23)空調設備改修実施設計業務	○			【完了】 令和6年6月	令和8年度	
	新潟県警察機動隊訓練塔(23)新築設計業務	○			【完了】 令和6年7月	時期未定	
令和4年度	富山地家裁(22)新築設計業務		○		【完了】 令和6年10月	令和9年度(予定)	

※1 : HP掲載の資料では情報業務名をクリックすると業務の概要が確認できます

※2 : 工事発注時期は予定をが変更になることがあります

掲載場所

国土交通省北陸地方整備局営繕部ホームページ

https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/1501067hp/00_gyoumuahacyujoyokyo.pdf

この二次元コード
からダウンロード
できます



(3) 公共建築相談窓口



北陸地方整備局営繕部では、新潟、富山、石川県内における
公共建築全般にわたっての相談窓口を開設しております。

営繕事業及び営繕行政の的確な推進に向けて、
公共建築に関する技術的な相談を受け付けるための窓口です。

◇北陸地方整備局

営繕部計画課（新潟県、富山県、石川県）

TEL:025-280-8880 FAX:025-370-6504

mailメール:pb-soudan2011@hrr.mlit.go.jp

受付時間:9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く、電子メールやFAXは24時間受付）

金沢営繕事務所（石川県、富山県）

TEL:076-263-4585 FAX:076-231-6369

受付時間:9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く、FAXは24時間受付）